



## 2 出生通知票

赤ちゃんが生まれたら、「出生通知票」を提出してください。（「出生届」とは別のものです。）提出方法は①ハガキ（母子健康手帳に綴じ込んでいます）または②電子申請（東京都共同電子届出サービスホームページまたは下記2次元コードから）のいずれかです。

※出生体重が2,500g未満の場合、届出は必須です。

【問合】お住まいを担当する健康福祉センター

## 3 新生児等・産婦訪問

「出生通知票」をもとに、保健師または助産師が「新生児等・産婦訪問」にうかがいます。赤ちゃんの体重を測定し、赤ちゃんやお母さんに関する気になることや疑問にお答えします。

※板橋区では、赤ちゃんが生まれたすべてのご家庭を訪問しています。出生通知票の提出がない場合は、お住まいの地域を担当する健康福祉センターの保健師が連絡いたします。

【問合】お住まいを担当する健康福祉センター

## 4 産後ケア事業（申込制）

### <訪問型産後ケア事業>

産後のお母さんが安心して子育てができるよう、助産師がケアやアドバイスをします。なお、お申込みから訪問まで1週間から10日前後かかりますが、ご了承ください。

利用期間	産後1年以内（沐浴指導は生後28日以内） ※お子さんの1歳の誕生日前日まで	
内容 ご希望により、右記内容を組み合わせて利用できます	育児のアドバイス	産後のお母さんと赤ちゃんの体調や育児の心配事、困り事について、助産師がお話をうかがい子育てが安心してできるよう、アドバイスします。
	乳房の管理	乳房の状態をチェックし授乳についてアドバイスします。 ※乳腺炎等で発熱しているなど、治療を要する状態の場合は、利用対象外となります。
	沐浴指導	赤ちゃんのお風呂の入れ方、洗い方などをアドバイスします。 ※生後28日以内
料金	600円 ※すぐすぐカードが利用可能です。（下欄参照）	
すぐすぐカードについて	・すぐすぐカードが2回まで利用できます。（すぐすぐカード1枚=1回分） ・双子の場合は、お子様1人につき、1枚のすぐすぐカードが必要です。	
回数	9回まで	

### <宿泊型産後ケア事業>

赤ちゃんと一緒に施設に宿泊して産後ケアを受ける事業です。

※対象要件・自己負担があります。すぐすぐカードはご利用になれません。

※詳細は区ホームページをご覧ください。

【申込・問合】訪問型：お住まいを担当する健康福祉センター 宿泊型：健康推進課

## 5 出産・子育て応援事業（出産応援ギフト・子育て応援ギフト）

妊娠届を提出し妊婦面接を受けた方に「出産応援ギフト」、出生届を提出し、新生児等・産婦訪問を受けたお子さまの養育者に「子育て応援ギフト」の申請書をお渡します。申請書を提出した方に「出産応援ギフト（5万円相当の電子クーポン）」、「子育て応援ギフト（5万円相当の電子クーポン）」をプレゼントします。詳しくは、区ホームページをご覧ください。

※転入前の自治体でギフトを受け取っている方は対象外です。

【問合】健康推進課・健康福祉センター

## 6 育児相談（定員制）・出張育児相談（予約制）

健康福祉センターで、保健師・栄養士・歯科衛生士による育児相談・身体計測を行っています（定員制）。また、児童館や集会所などでも同じ内容で出張育児相談を行っています（予約制）。日時は、「広報いたばし（毎月末の健康ガイド欄）」及び区ホームページでお知らせします。なお、電話での相談は開庁時間内で随時受け付けています。

【問合】健康福祉センター

## 7 乳幼児健康診査

健診対象者には個別に案内を送付しておりますが、転入された時期によっては送付されないこともあります。対象年齢のお子様がいる場合は、健康診査のご案内や受診票をお渡しますので、事前にお近くの健康福祉センターへお問い合わせください。前住所地の受診票は使用できない可能性がありますのでご了承ください。

種類	実施場所	対象者	区からのお知らせ時期
4か月児健康診査	健康福祉センター	3～4か月児	2か月になる月の下旬に郵送
6・7か月児健康診査	都内契約医療機関	6～7か月児	
9・10か月児健康診査	区内契約医療機関	9～10か月児	
1歳6か月児健康診査	区内契約医療機関	1歳6か月～1歳11か月児	1歳5か月になる月の下旬に郵送
1歳6か月児歯科健診	健康福祉センター	1歳6か月～1歳11か月児	
3歳児健康診査	健康福祉センター	3歳～3歳11か月児	2歳11か月になる月の下旬に郵送

【問合・窓口】お住まいを担当する健康福祉センター-

## 8 定期予防接種

板橋区では、各定期予防接種のお知らせを標準的な接種時期（望ましい接種時期）にあわせて個別送付しています。区外から転入された方で定期予防接種が未接種の方は、母子健康手帳をお持ちのうえ最寄りの健康福祉センターで予診票をお受け取りください。予診票についてご不明な点は、下記へお問い合わせください。

なお、前住所地で発行された予診票は使用できません。

また、里帰り出産等により23区外で接種した定期予防接種費用の一部を助成できる場合があります。

事前申請制になりますが、申請前の接種も対象になることがあります。

詳しくは区ホームページをご覧いただくか予防対策課（3579-2318）までご相談ください。

（事前申請の際は接種を受ける半年以上前に申請してください。）

予防接種名（接種回数）	対象年齢及び接種期間（法律で定められた期間）	標準的な接種時期（望ましい接種時期）	区からのお知らせ時期
ヒブ 初回（3回）	生後2か月から	生後2か月～7か月	
※1 追加（1回）	60か月に至るまで	初回終了後、7～13か月	生後1か月
小児用肺炎球菌 初回（3回）	生後2か月から	生後2か月～7か月	
※1 追加（1回）	60か月に至るまで	初回終了後、60日以上かつ1歳以上	生後1か月
B型肝炎（3回）	生後12か月に至るまで	生後2か月～9か月	生後1か月
ロタウイルス（ロタリック）（2回）	生後6週に至った日の翌日から24週に至る日の翌日まで	初回接種は、生後2か月～14週6日	生後1か月
（ロタック）（3回）	生後6週に至った日の翌日から32週に至る日の翌日まで		
BCG（1回）	生後12か月に至るまで	生後5か月～8か月	生後1か月
四種混合1期 初回（3回）	生後2か月から	生後2か月～12か月	
追加（1回）	90か月に至るまで	初回終了後、12～18か月	生後1か月
水痘（2回）	生後12か月から36か月に至るまで		生後11か月
麻しん風しん混合1期（1回）	生後12か月から24か月に至るまで		生後11か月
麻しん風しん混合2期（1回）	幼稚園年長相当（就学前年度4月1日～3月31日）		接種対象期間の前年度末
日本脳炎1期 初回（2回）	生後6か月から	3歳	
追加（1回）	90か月に至るまで	4歳（初回終了後おおむね1年おく）	2歳11か月
日本脳炎2期（1回）	9歳以上13歳未満	9歳	8歳11か月
二種混合2期（1回）	11歳以上13歳未満	11歳	10歳11か月
日本脳炎 特例措置		平成7年4月2日生～平成19年4月1日生の方で、日本脳炎予防接種（1期初回2回、追加1回、2期1回）のうち未接種回数分を、20歳未満までの間に公費負担で接種できます。接種を希望する場合は、予診票の発行手続きが必要です。	
ヒトバビローマウイルス感染症※2（3回）	小学6年生～高校1年生相当の女子	中学1年生	小学6年生になる直前の3月末
ヒトバビローマウイルス感染症（特例措置）※3（3回）	平成9年4月2日生～平成19年4月1日生の女子の方は、全3回のうち未接種回数分を、令和7年3月31日まで公費負担で接種できます。接種を希望する場合は、予診票の発行手続きが必要です。		

※1 接種開始年齢によって接種回数が異なります。区ホームページをご覧いただくか、下記へお問い合わせください。

※2 ヒトバビローマウイルス感染症については、平成25年6月14日より、積極的な推奨を差し控えておりましたが、令和3年11月26日より再開となりました。令和4年度以降の予診票発送時期は現在調整中です。

※3 平成19年4月2日生～平成20年4月1日生の女子の方は、通常の接種対象年齢を超えた後は、本特例措置の対象となります。

【問合】予防対策課・お住まいを担当する健康福祉センター-

（令和5年3月）